

令和2年 第2回教育委員会会議録

令和2年2月27日（木）

甲州市教育委員会

第2回教育委員会 会議録

日 時 令和2年2月27日(木)(午後2時30分から)

場 所 甲州市役所2階 第1会議室

一 出席した委員は次のとおりである。

教 育 長	保 坂 一 仁	職 務 代 理	荻 原 浩 洋
委 員	矢 崎 秀 明	委 員	石 川 順 子
委 員	永 田 清 一		

一 欠席した委員は次のとおりである。

(なし)

一 出席した者は次のとおりである。

教育総務課長	村 松 泰 彦	教育総務課 L	金 澤 祐 子
生涯学習課長	辻 学	生涯学習課 L	武 井 一 弘
文化財課長	飯 島 泉	文化財課 L	廣 瀬 勝 正
指導主事	山 田 浩	教育総務課 L	清 水 修

一 欠席した者は次のとおりである。

事 務 担 当 窪 川 はづき

一 会議に付された案件は次のとおりである。

日程第1 教育長諸般の報告について

日程第2 甲州市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定について

日程第3 甲州市社会教育指導員設置要綱制定について

日程第4 甲州市青少年育成カウンセラー設置要綱制定について

日程第5 甲州市生涯学習カルチャーバンク設置及び運営要綱の一部を改正する要綱制定について

日程第6 甲州市立小中学校の適正規模、適正配置を維持するための学校再編に関する答申について

※ 開会前に全員で甲州市市民歌を斉唱

- 教育長 ただいまから、甲州市教育委員会2月定例会を開催いたします。
本日の出席委員は4名で定数に達しております。本日の会議録署名委員に荻原職務代理者を指名いたします。
それでは、議事日程に基づき、これより日程に入ります。
私のほうから、報告をさせていただきます。お手元にお配りしてあります、諸般の報告のとおりであります。本件についてご質問、ご意見等ございませんか。
- 教育長 ほかにご質問、ご意見等ございませんか。
「なし」の声
- 教育長 それでは、日程第1については、以上で終わらせていただきます。
日程第2 議案第2号 甲州市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定について生涯学習課長をお願いします。
- 生涯学習課長 議案第2号 甲州市社会教育指導員設置規則を廃止する規則制定についてご説明させていただきます。趣旨といたしましては、この4月から会計年度任用職員制度の導入に伴い、甲州市社会教育指導員設置規則を廃止するものでございます。内容といたしましては、規則廃止の背景でございますが地方公務員法が改正され、会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、これまで非常勤特別職であった社会教育指導員の身分が会計年度任用職員となるため、本規則を廃止するものでございます。施行期日は、令和2年4月1日からの施行となります。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
- 教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。
「なし」の声
- それでは、日程第3 議案第3号 甲州市社会教育指導員設置要綱制定について生涯学習課長をお願いします。
- 生涯学習課長 それでは、議案第3号 甲州市社会教育指導員設置要綱制定についてご説明させていただきます。趣旨といたしましては、先程ご説明させていただきましたように、甲州市会計年度任用職員制度の導入に伴い甲州市社会教育指導員設置規則が廃止となりました。それに伴い、改に甲州市社会教育指導員設置要綱を制定する必要が生じたためでございます。内容といたしましては、要綱制定の背景につきましては先程申しましたとおり会計年度任用職員制度の開始のためでございます。要綱制定の内容につきましては、指導員を置くことで市内の社会教育の振興を図ることを目的とします。指導員は住民に対し社会教育の特定分野についての直接指導、学習相談、団体育成その他社会教育に関する指導及び助言を行います。また、指導員は社会的信望があり、社会教育に深い関心と理解を持ち、その職務を行うのに必要な識見を有する者のうちから甲州市教育委員会が任命し、任期は任用の日から同日の属する会計年度の末日までとし、再任は妨げない。指導員の定数は、3人以内とし会計年度任用職員とします。服務については、教育委員会が別に定めるということとでございます。施行期日は令和2年4月1日からの施行でございます。よろしくご審議をお願いいたします。
- 教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。
- 永田委員 はい。設置要綱の中の定数及び任期、再任を妨げないと。これは1年間が任期をなるわけですか。継続任期は当然再任を妨げないのだからあるわけですね。例えば、さらによりよい委員が出てきたという場合には、第3条で任命するのは教育委員会ですからそこで入れかわることもあるということですね。
- 生涯学習課長 まず会計年度任用職員制度でございますが、読んで字のごとく1年間の雇用契約でございます。毎年年度末に翌年の採用の申込をしていただくというかたちを、毎年繰り返しになります。そ

れによって、再任をするしないという判断をしていくわけですが、当然再任は妨げないということで、優秀な人材であれば3年でも4年でも5年でも勤めていただけるようになり、また逆に1年間勤めたら不資格の人間で、さらに素晴らしい人間が別にいるということであればその方はそこで終わりで新しい方を採用するという、そういうかたちになっていきます。

永田委員
教育長

はい、承知しました。
その他何かご質問・ご意見ございませんか。

「なし」の声

それでは、日程第4 議案第4号 甲州市青少年育成カウンセラー設置要綱制定について生涯学習課長をお願いします。

生涯学習課長

議案第4号 甲州市青少年育成カウンセラー設置要綱制定についてご説明させていただきます。趣旨といたしましては、同じく会計年度任用職員制度の導入に伴い、甲州市青少年育成カウンセラー設置条例が廃止となりました。それに伴い甲州市青少年育成カウンセラー設置要綱を改に制定する必要が生じたため、要綱を設置するものでございます。内容といたしましては、要綱制定の背景等につきましては先程からご説明させていただいておりますとおり会計年度任用職員制度の導入に伴うものでございます。要綱制定の内容につきましては、カウンセラーを置くことで市内の青少年問題について相談や助言に応じながら、青少年育成活動を推進することを目的とします。青少年関係者、青少年育成組織等と連絡調整を密にし、また、青少年育成甲州市民会議の活動促進の業務に従事します。また、カウンセラーは、青少年育成に関する経験を有し、青少年指導に対する基礎的知識を有する者、人格が円満で、青少年や関係機関等の関係者からの信頼が厚く、健康で長期的に青少年と一体となってその健全育成に当たることができる者から甲州市教育委員会が任命し、任期は任用の日から同日の属する会計年度末日までとし、再任は妨げない。カウンセラーの定数は、3人以内とし非常勤とします。服務については、教育委員会が別に定めますという内容でございます。施行期日につきましては、令和2年4月1日からでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

教育長

この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

石川委員

わかってなくてすいません。社会教育指導員と青少年育成カウンセラーは、今現在はどのくらいいますか。

生涯学習課長

現在は、社会教育指導員につきましては1名。青少年育成カウンセラーにつきましては現在2名おります。

石川委員

ありがとうございました。

永田委員

すいません。今回青少年育成カウンセラーが設置されますけれども、こういうカウンセラーと各地域に青少年育成のそういう諸団体があるんですけど。例えば、私神金の時に区の役員をやった時に、私が青少年担当ということでお正月にお餅をついたりなんかするということがあるんですけど、例えばそこにくる青少年子供たちが減っちゃって大人の方が多いのですよね。そうすると、そういうようなことも含めてもっと広域的な青少年の育成のためのカウンセリングをトータルとしてするようなことがあるのかなと予測ができるんですけど。もし具体例でお話することができましたら、1例でも結構です。

生涯学習課長

実は、本来であれば青少年育成カウンセラーでございますから、そういった学校なり地域なり赴いてそういった業務を行うのが本来の姿だと思われましても、現状としましては、ここに書いてありますような青少年育成市民会議の事務局とか、育成会の全体の事務局とか、そちらが主導権となっているようなかたちで、なかなかこういうことが現状はできていない状態でございます。現在来年度に向けてカウンセラーそういう業務ができるように事務の所管の調整を考えているところでございます。4月からは、青少年カウンセラーが地域に赴いたり各学校

を回ったりするような体制を築いていきたいと今考えているところでございます。

永田委員 はい。

教育長 その他何かご質問・ご意見ございませんか。

「なし」の声

教育長 それでは、日程第5 甲州市生涯学習カルチャーバンク設置及び運営要綱の一部を改正する要綱制定について、生涯学習課長お願いします。

生涯学習課長 それでは、議案第5号 甲州市生涯学習カルチャーバンク設置及び運営要綱の一部を改正する要綱制定についてご説明させていただきます。趣旨といたしましては、甲州市生涯学習カルチャーバンクは、平成27年4月1日から開始し5年が経過したところでございます。指導者の登録期間は5年となっているが、登録の更新辞退について提出書類様式等が定められていなかったため、同要綱について所要の改正を行う必要が生じたものでございます。また、要綱が作成されてから5年経過しているため今回の改正に併せ、内容を改正するものでございます。内容といたしましては、要綱の改正の背景につきましてカルチャーバンク開始から5年経過し、開始時に登録した方の登録期間の更新時期になったが、登録更新辞退について提出書類等がなかったため、同要綱についての所要の改正を行う必要があるものでございます。要綱改正の内容でございますが、まず第4条4項登録等でございます。前項の規定により登録の決定をしたときは、甲州市生涯学習カルチャーバンク登録決定通知書様式第2号により、当該登録申請者に通知するものとするものがございます。次に第5条登録の更新でございます。前条に規定する登録の期間は5年間とする。2項といたしまして、前項の登録期間が終了した指導者は、甲州市生涯学習カルチャーバンク名簿更新（辞退）届様式第3号を当該登録期間の終了した日が属する月の翌日末までに教育委員会に提出しなければならないとするような内容の変更でございます。施行期日につきましては、令和2年3月1日から施行する予定でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

教育長 この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

石川委員 はい。カルチャーバンクとは具体的にどんなことなのでしょう。

生涯学習課長 簡単に申しますと、市民の方市民に関わらずいろいろな技術能力をもった方がおられると思いますけれども、そういった方の知識を利用していろいろな講座とか教室等を開催する場で、いってみれば人材バンク、もしくは講師の人材バンクだと思っただけだとわかりやすいかと思えます。

石川委員 今までどれくらいの人数でしょうか。

生涯学習課長 1月現在でございますが、登録団体で個人団体等の登録もございまして39名、登録講座の数としては45件、ひとりが複数の講座を対応できるというものもございまして45件になります。ただ実際の講座の申込利用件数につきましては、生涯学習課を経由してくるより直接インターネット等公開しておりますので、直接相対でやりとりするのがほとんどでございますので、その辺の数字はこちらでは把握をしておりますけれども、生涯学習課を介して照会したものに付きましては27年2件、28年1件、29年1件でございます。実際には、それよりもはるかに多くの直接利用があるということは、把握はしております。

石川委員 ありがとうございます。

永田委員 いいですか。これは学校支援ボランティアとかそういういろんな技術をもった方が携わりますよね。そういうものとはリンクしていないのですか。

生涯学習課長 現状は、リンクはしておりません。

職務代理者 これは対価が発生するものですか。

生涯学習課長 基本的には講師料等については発生しないようにと。ただし交通費とか資料のコピー代とかそ

ういうものは実費で雇った側にお支払いをいただいている形になります。

職務代理者

ありがとうございました。

教育長

その他、何かご質問、ご意見等ございませんか。

永田委員

例えばの例ですけれど、焼き物をしたいですよと、だれだれさんが焼き物に精通してるようだから、あの人をバンクにも登録されてるし、その人を講師にして、それでちょっと焼き物やってみようよと。当然それには自腹で出さなきゃならないこともあるだろうしするんですけども、そうゆう活用の仕方でもいいということですよ。

生涯学習課長

そうです、はい。

永田委員

いかに市民の方々が、どういう人たちがバンクに登録してあるかということも、よく熟知しないと宝の持ち腐れになってしまうということもありますよね。そういった意味では、熟知させるというか、制定するというかそういうことも重要になってくる。まあインターネットでも公表してるというふうにお聞きしましたので。はい、わかりました。

教育長

その他、ございますか。

「なし」の声

それでは、報告第1号 甲州市立小中学校の適正規模、適正配置を維持するための学校再編に関する答申について、教育総務課長お願いします。

教育総務課長

それでは、報告第1号 甲州市立小中学校の適正規模、適正配置を維持するための学校再編に関する答申について、ご説明させていただきます。答申書の中身でございますが、最初の頁に第1回から第5回の再編審議会の主な議題について記載をさせていただいております。次の頁の1番、学校再編に関する審議会の論議の中でということで、5回の議論の内容を要約したものをこちらに載せてあります。2の学校再編の考え方についてですが、審議会では、小中学校の現状や今後の児童生徒数の推計や小規模化による児童生徒への影響等を踏まえ、学校再編の考え方を以下のとおりとします。(1) 児童生徒の教育環境の充実を期すること。学習の進化拡充が図られること。通学や学校行事や校外学習をはじめとする学校生活全般の安心安全が図られること。文化体育活動が児童生徒の希望を反映する形で展開できること。(2) 合意形成に向けて配慮すべきこと。保護者や児童生徒の意見を尊重すること。地域との合意形成を図ること。(3) 上記以外配慮すべきこと。教職員の教育活動が阻害されずかつ過度の勤務実態が起らないようにすること。地域防災に関すること。以上の考え方になります。次に3学校再編の基本方針です。学校再編については、小中学校を分けて考えることとします。(1) 小学校について。市内13小学校において、その多くが単学級であり、その内5校には複式学級があります。複式かつ少人数での学習は、「多様な考え方に触れる機会が少ない」、「切磋琢磨する機会が少ない」、「友人関係が固定化しがちである」などの課題もあります。そこで本市では、ICTやテレビ会議システムを活用した授業や共通する行事の合同実施、地域との連携行事などを実施し、こうした課題克服に努めています。本市の小学校においては、以前から地域との関りが非常に強く、学校教育への協力支援も大きいものがあります。また、災害発生時には避難場所としての機能も有するため、地域にはなくてはならない公共施設の一面を担っています。小学校は、単に教育施設という位置づけだけではなく、地域に必要とされる施設であり、学校がなくなってしまうと、その地域が衰退してしまう恐れがあることなどに鑑み、現状のまま存続することが適当であると思われれます。(2) 中学校について。審議会としては、下記のような現行維持の考え方と、統合再編の考え方のいずれも一長一短があり、短い審議期間では結論を得るには至りませんでした。今後さらに論議を進めていただきたいと思います。①市内中学校においては、前述の文部科学省の研究委託事業を受託し、生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせる環境を作ること、学年を超えて前項で取り組む活動を取り入れることなど、小規

模校の良さを最大限に発揮する環境を整えることに努めています。また、他校との合同行事や部活での合同チームでの大会出場など創意工夫した教育活動を展開しています。さらには、地域独自の歴史的文化的活動や産業学習などの取り組みをさらに発展させることを期待して、現状のまま中学校5校体制とすることがよいとの考えもあります。②現在の中学校5校においては、その多くが単学級であり、クラス替えができず生徒の人間関係も固定化しがちな状況も見られること、授業での学習の更なる深化・拡充にも課題があること、教職員の定数が少なく授業のみに対応する時間講師などの配置により学年や学級の経営に十分に組み込まないこと、校内での芸術文化体育活動の分野での支障をきたしていること、加えて、部活動では希望する部を設置できないことが多いことなど、課題もあり再編やむなしの考えもあります。いずれにしましても、社会性や人間性を育む思春期前期に当たる中学校生活が、より充実したものとなるとともに、安心して学校生活が送れるよう、中学校の再編の有無にかかわらず、学校保護者地域行政が連携し合い、中学校を支えていくことが需要であると考えます。4 その他の配慮事項。現行体制を維持する場合、児童生徒の学習活動がより成果をあげられるよう市費負担教諭などの人材登用に努めること。他校との合同授業や合同行事等への支援策を講じること。再編を目指す場合、地域性を考慮するとともに保護者や地域住民と協議を行うこと。再編までの時間を十分にとり、児童生徒の不安解消に努める手だてを講じること。再編によって生じる登下校の安全の確保のための通学路の整備や通学手段の確保など万全の対策を講じること。という答申がでました。両論併記というようなかたちになっております。一応カウント仕掛けて審議をさせていただいたわけですが、この答申を受けて教育委員会として方向性を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

教育長

この件について、何かご質問、ご意見等ございませんか。

永田委員

すいません。進め方、進行上のことでちょっと質問があるのですが、今日はこの答申を読解する機会ということでしょうか、それとももうここで決めてしまうということでしょうか。

教育総務課長

日程的なことを申しますと、実は3月10日に市長と教育委員さんとの話し合いである総合教育会議の開催を予定しております。答申に対してこのままいこうというようなお考えを持つのか、あるいはもうちょっと踏み込んで教育委員会として協議をしたほうがいいのかというのを、今日この場でもって統一していただければと思いますけれど。その内容を踏まえて、3月10日の総合教育会議におきまして、市長と意見のすり合わせをさせていただくというような流れになるかと思うのですが、問題というかことがことなので、そう簡単に結論を出すというわけにはたぶんいかないかと思っております。市長を交えての総合教育会議でも1回の会議で結論が出るものでもない話ではないかと考えています。とりあえず第1回目としてこの答申がでました。教育委員会としてもこれは正式に受けます。で市長さん、こういう答申がでましたけれど市長さんのお考えってどうでしょうか。というすり合わせがこの3月10日に行われるのではないかなと考えているのですけれど。

永田委員

なるほどね。

石川委員

これからまだ何回かこの再編審議会というのは、どこかでやる予定なんですか。

教育総務課長

一応この答申をいただいた段階で、この審議会の役目は終わったというふうな理解をしております。例えば、この中で、教育委員会としてですね、この答申の内容を踏まえてもうちょっと市民の方々から意見を吸いあげた方がいいのではないかということであれば、そういう組織を立ち上げることを、別でですね、この審議会をしたメンバーとはまた別にメンバーを集めてやるということも可能ですけれども。あとは、日程的というますか時間軸の関係で、子ども同士がだんだん減ってる中で、そんなに悠長に待っていていいんですかという議論もでてくるかと思っておりますので、その辺のところを踏まえながら今日協議していただければなと思っておりますけれど。

石川委員
永田委員

難しいですね。

3の学校再編の基本方針についてというところを、小学校について中学校について分けて論じられて、その結果として両論併記というところもあるのですが、私小学校と中学校はやはり違うと思います。というのが、小学校はあくまでも初等教育、初等教育のなんたるものかということ議論しないと、くっつけていいのかこのままでいいのかという議論の前にですね、これは数が多ければということだけではなくて、要は人間、最終的には自分の要するに生活力というか生きる力が身についているかどうかということが論じられるべきで、百人いるから五十人だからというレベルじゃないと思うのですよ。いちいちになった時にどうなのかということになる。ということになると、そういうことも教育の中で育んでいかないとならない、その初等教育六年間、これがどうあるべきかということをやはりすぐには結論でないと思いますね。で甲州市の委員に任命されてから、会議に出るなかで例えば地域支援とか確かな学力形成とかこういったものに非常に熱心に、教育委員会はもとより学校それから親、地域というものが非常にいいかたちでタッグ組んで、子どもたちのためにということのそういう空気、雰囲気醸成されていると思います。他地域に比べて。そういう方々のそういった間接的に関わっている方の意見も私は大いに聞くべきだと思います。でももちろん、この審議会の意見は大切ではございますが、そういったことにかかる時間も設けたほうがいいと思います。私自身は初等教育というのは、私なりの考えを持っていますが、ここに書いてあるだけの側面だけではないというふうに考えております。それから、もう一つの理由としては、理由というか話題提供としては、中等教育は中学校三年高校三年、ここ中等教育なんですね。それを前期中等教育と後期中等教育三三に分けてある。もちろん、定時制とかそういう特殊というか別の年数でいくところもありますけれども、そういった場合の前期中等教育の中学生に当たるこの時期に、どういう教育が最も与えられるべきものなのか、或いは用意されるべきものなのか。それは初等教育とは当然違います。もっと言うと義務教育の対象になっている子ども達の、与えられたものを聞いて消化してそれを自分の力に変換していくことと、それから前期中等教育の方、言われることを待っているのではなくて自分からそれを解決していこうというような、もっと言えば主体的な学びの姿勢を見つけさせなくてはいけない、という時期ですね。だと思います。そうすると、前期中等教育のこの三年間も、五校のままでいいのではないかと、いやいやそうでもないぞと、そういうことばかりでもないぞということがいくつかの観点から語られています。初等教育とはちょっと違いますので。こちらの方についてのこの意見も、私なりにはまだ醸成されてませんが、こういう意味だと小学校と分けたほうがいいのではないかなと感じます。すいません、漠然とした話で。申し訳ありません。

教育長

ありがとうございます。

その他、何かご質問、ご意見等ございませんか。

矢崎委員

はい。今の永田委員のおっしゃるとおりだと私も同感しました。まあこの審議会のなかでも、小学校については地域との密着が、結びつきが強い、そうは言っても今度中学校についてはまたちょっと違うだろうと。結論的にはまだ十分検討してということだと思います。この審議会は非常に硬い堅実な考えでまとめたのだと思います。思い切ってどうのこうのとかではなくてね。前の市長はもっと急いでやるべきだという考え方。特に中学校というようなことがありました。今度の市長についてはどうも見ると、いやいやもっと慎重にいくべきだというような意見があります。私ども教育委員としてはですね、別になんでも物事を進めるのに強引ではまずまずいと。いま永田委員さんが言ったように中等教育についてはもうちょっとやはり地域を巻き込んで皆の意見を吸いあげて、共々にやはり合意していくと。これが僕は一番いいという感じがしますね。小学校についてはまさにこのとおり。永田委員さんがいったとおり。中学校について

はもうちょっと平行して地域の代表者を含めて、学校・教育委員会・地域、これでもって進めていって、上手くスムーズに着手。しかしそれはある程度年月を決めないと、長ければいいというものではない、いつまでに大体目途にしてやっていこうというふうな期間を設けたような進め方をしていたらどうかなど。今度市長との総合会議があるようですが、教育委員会の考え方としてはそんなようでもいいかなというような感じがいたしますけれど。

教育長

その他、何かご質問、ご意見等ございませんか。

職務代理者

はい。この報告書を拝見すると、ほぼ見たままの今の状態を記載してあると思うのですが、やはり総合教育会議なんかの一番の中心になるのは市長ですから、その市長の判断というのが非常に大きなものだと思いますので、市長がどのように考えているかが一番の大きな点だと思います。この状態止まった状態ですけれども、どちらの方向に動くのかなというのが見えないと論議のしようがないような気がしますけれどもどうでしょうか。

矢崎委員

おっしゃる通りだと思います。ある程度期限をいつまでにどういう方向にするかということですね、今度の総合教育会議で意見をだしてそして進めていくと。そうでないと、これはなかなか進展しないですよ。やはり必要に責められている部分もあると思います、中等教育、中学校については。そのようなことで進めていったらどうでしょうか。

教育長

ですから今教育委員会としての方向性をだしたいと思いますけれど。小中学校は別々に考えていくというふうなことでいくと。そこだけは考えていきたいと。また、中学校のことについては期限をきってやはり議論して、早急に対応していくと。そのためには総合教育会議で議論戦わせてやっていくと。そういうようなことでよろしいでしょうか。昨年の今頃大和小中学校へ行っていてですね、教育委員会の意向をお話しして、令和3年度にというような方向性をだしたわけですけれど。かなりの反発があってですね厳しい状況だったのですけれど、それは前の市長からの指示がございましたので、そういう形で進めましたけれど。期限についても令和3年になるのか4年になるのかわかりませんが、その総合教育会議で私どもはこの答申を大事にしながら、あとは期限のことについてやっていくというなことでまとめるということよろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 3月教育委員会は3月27日午後2時30分から、4月臨時教育委員会を、4月1日午前11時から開催したいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」の声

それでは、次回 3月教育委員会は3月27日午後2時30分から、4月臨時教育委員会を、4月1日午前11時から開催予定といたします。

以上で本日の日程すべてを終了いたします。どうもありがとうございました。